

明和町建築物耐震改修促進計画

令和8年3月

明 和 町

<u>第1章 はじめに</u>		
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
<u>第2章 計画の基本事項</u>		
1	計画の目的等	3
	(1) 計画の目的	3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2	想定される地震と被害の状況	7
	(1) 三重県地域における大規模地震発生の緊迫性	7
	(2) 明和町において想定される地震	8
	(3) 明和町において想定される建物被害	8
3	耐震化の現状	9
	(1) 住宅の耐震化の状況	9
	(2) 建築物の耐震化の状況	9
<u>第3章 計画の方針</u>		
1	基本的な取組方針	11
2	計画の目標	11
	(1) 住宅の耐震化の目標	11
	(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	12
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>		
1	住宅の耐震化	13
	(1) 木造住宅の耐震化の支援	13
	(2) 住宅の耐震化の促進	14
2	建築物の耐震化	15
	(1) 建築物の耐震化の促進	15
	(2) 計画的な耐震化の推進	15
	(3) 多様な主体の連携	15
3	まちの安全	16
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	16
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発	17
4	その他建築物の地震に対する安全対策	18

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等により亡くなりました。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

近年では、平成28年4月に熊本地震、平成30年9月に北海道胆振東部地震、令和6年1月に能登半島地震などの大地震が発生しており、大地震のたびに多くの被害者や火災、津波、道路の隆起や液状化など様々な被害が確認されています。さらには、南海トラフを震源域とする大規模地震の発生の切迫性も指摘されており、その被害も甚大なものと想定されています。

そのような中で、明和町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震防災対策を推進すべき地域に位置付けられています。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」では、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

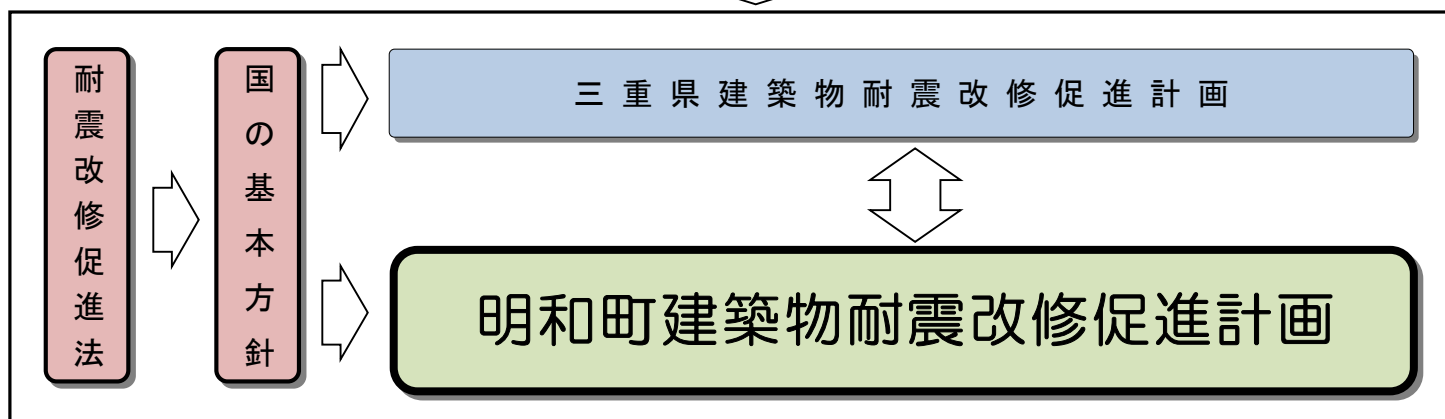
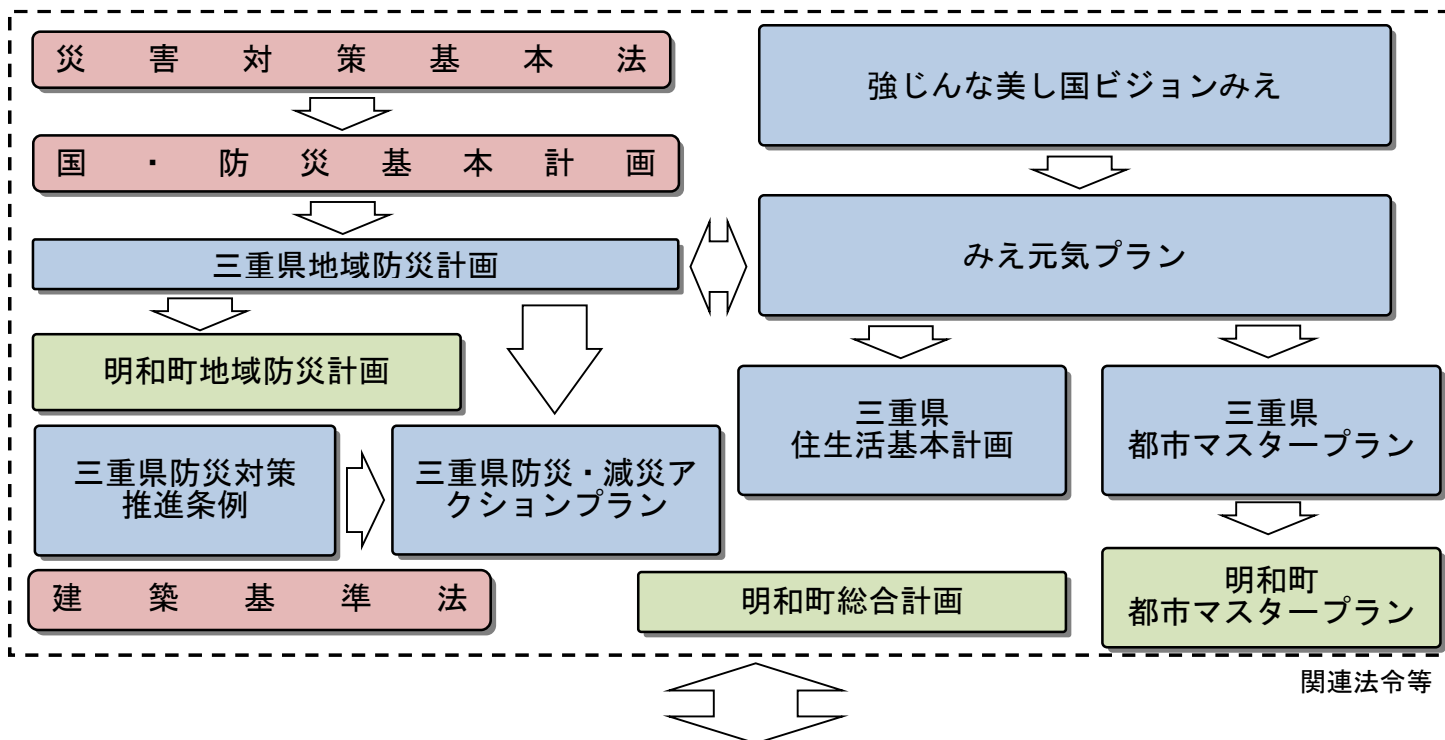
このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づいて、それぞれの公共団体において、住宅・建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。これを受け、平成19年に「明和町耐震改修促進計画（平成28年から名称等を改め『明和町建築物耐震改修促進計画』）」を策定し、建築物の耐震改修を促進してきました。

引き続き、住宅や建築物の耐震化を推進し、町民のみなさんの生命や財産を守るため、「明和町建築物耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」「明和町総合計画」「明和町地域防災計画」及び「明和町都市マスタープラン」を上位・関連計画とし、耐震改修促進法に基づき明和町における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

■明和町建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画の目的は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、それに取り組むことにより、町内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、明和町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前に建築された耐震性のない住宅^(※)及び特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震化を図っていきます。

※昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

【 参 考 】

.....

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物等

(1)特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

- ① 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 14 条第一号）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条第二号）
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第三号）

(2)要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第 7 条に示される建築物で以下に示すもの

- ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（耐震改修促進法第 7 条第一号）
- ② その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（耐震改修促進法第 7 条第二号）
- ③ その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、(2)②に挙げる建築物であるものを除く。）（耐震改修促進法第 7 条第三号）

(3)要緊急安全確認大規模建築物
耐震改修促進法附則第 3 条に示される建築物で以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全計画記載建築物であって第 7 条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成 27 年 12 月 31 日以前であるものを除く。）

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法附則第 3 条第一号）
- ② 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（耐震改修促進法附則第 3 条第二号）
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法附則第 3 条第三号）

.....

【(1)―①多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 多数の者が利用する建築物一覧表

法	政令 第6条 第2項	用途	規模
耐震改修促進法 第14条 第一号	第一号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m ² 以上
	第二号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上
	第三号	第二号以外の学校	階数3以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演劇場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場、	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物			
第四号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	

【(1)―②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表

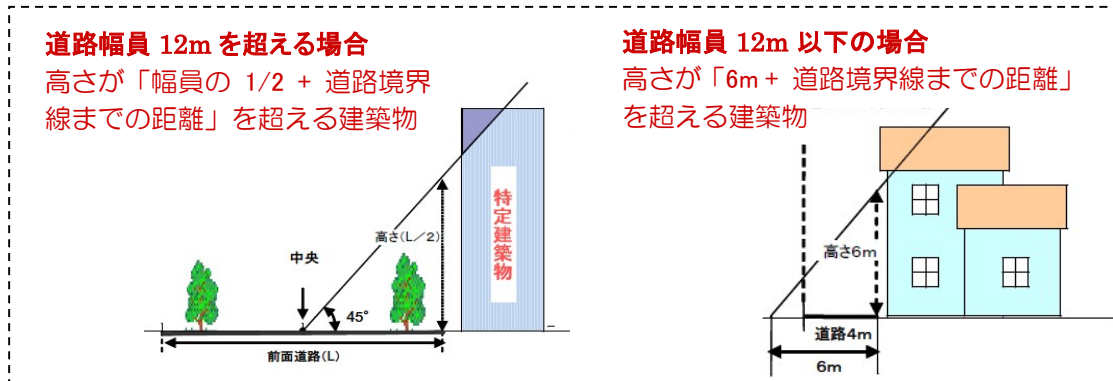
法	政令 第7条 第2項	危険物の種類		数 量
耐震改修促進法 第14条 第2号	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第五号	マッチ	300 マッチトン	
	第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル	
	第七号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	200トン		

【(1)―③通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）



イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

ウ 対象道路

第4章において記載します。

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県地域における大規模地震発生の一迫性

三重県地域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震等、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震等、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贄浦、紀北町紀伊長島区地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承する等、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海ト

ラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を「60%～90%程度以上」としており、いつ起きてもおかしくないとの見解があることから、大規模地震発生時の緊迫度が高い状況にあります。

（2）明和町において想定される地震

今回は、三重県が平成26年3月におこなった想定を用い、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている規模の南海トラフ地震（過去最大クラスの南海トラフ地震）を想定しました。

また、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。南海トラフ周辺においても、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生した約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出す等大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が現実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。

以上のことから、県内に存在が確認されている活断層のうち、明和町に大きな被害をもたらすことが想定される2つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部））を選定し、それらについても、予測しています。

（3）明和町において想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」発災のケースを想定して予測結果を示します。

今回想定した南海トラフ地震では、町全体で約1,700棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約400棟が全壊し、津波により約1,100棟が流出すると予測しています。

次に、内陸直下型地震について、①養老－桑名－四日市断層帯地震では、町全体で約100棟の建物被害が予測されます。

②布引山地東縁断層帯地震では、町全体で約600棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約400棟が全壊し、火災により約80棟が焼失すると予測しています。

■想定した地震における町内の全壊・焼失棟数 (棟)

	想定した南海トラフ地震	養老-桑名-四日市断層帯の地震	布引山地東縁断層帯の地震
揺れ	約400	約10	約400
液状化	約100	約100	約100
津波	約1,100	—	—
急傾斜地等	—	—	—
火災	約10	—	約80
計	約1,700	約100	約600

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、町内の令和5年の空き家等を含む住宅総数は9,020戸、うち居住世帯のある住宅総数は8,390戸でした。この統計調査を基に、町内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅のうち耐震性のある住宅数を推計すると、7,331戸となります。これを基に算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は87.4%となります。一方、耐震性のない住宅は1,059戸（12.6%）と推計されます。

■ 明和町における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

明和町における住宅戸数		H25年度	H30年度	R05年度
居住世帯のある住宅総数		7,110	8,390	8,390
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		5,423 (76.3%)	6,519 (77.7%)	7,331 (87.4%)
昭和56年以降建築①		4,710	5,790	6,580
昭和55年以前建築の住宅総数 ^(*1)		2,400	2,600	1,810
耐震性 あり	木造住宅 ^(*2)	538	662	588
	木造以外の住宅 ^(*2)	175	67	163
	計②	713	729	751
耐震性 なし	木造住宅 ^(*2)	1,632	1,838	1,002
	木造以外の住宅 ^(*2)	55	33	57
	計	1,688 (23.7%)	1,871 (22.3%)	1,059(12.6%))

※この表の値は、住宅・土地統計調査結果を基に推計して算出

(*1) 平成25年度から30年度にかけて、昭和55年以前の建築物数が増加していますが、住宅・土地統計調査が標本調査であることによる誤差と考えられます。

(*2) 「木造住宅」は木造の戸建、長屋、共同住宅を、「木造以外の住宅」は鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅を表します。

(2) 建築物の耐震化の状況

町内の多数の者が利用する建築物は令和5年度末時点で23棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が17棟、旧耐震基準で建築された建築物は6棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は26.1%となっています。

また、明和町における多数の者が利用する建築物の耐震化率（※）は、100%となっています。

■ 明和町における多数の者が利用する建築物の状況

(単位:棟)

	明和町における多数の者が利用する建築物			
	計	県有建築物	町有建築物	民間建築物
建築物総数	23	0	8	15
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	23 (100%)	0 (-%)	8 (100%)	15 (100%)
新耐震基準建築①	18	0	4	14
旧耐震基準建築 計	5	0	4	1
耐震性あり②	5	0	4	1
耐震性なし	0	0	0	0

※ 耐震化率は、「昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物(①)」と「昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物(②)」との合計が総数に占める割合をいいます。

※ 「耐震性なし」の建築物には、耐震性が未確認のものを含まず。

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火等、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

② 町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供等、技術的な支援を行うものとします。

また、震災対策上公共性が高い等、公共的な観点から必要がある場合には、財政的支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担の下に、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

2 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

① 現状と課題

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、また、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。一方、明和町における住宅の耐震化率は、前掲の表にあるとおり令和5年度末推計値で87.4%であり、国の掲げる目標に達していません。このことから、明和町における住宅耐震化率を令和12年までに95%以上にすることを目標とします。目標達成に向けては、耐震化を推進すべき区域や世帯を中心に広報やホームページ、相談会の案内等普及啓発に取り組み、町民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取り組みを促し住宅の耐震化を図ります。

住宅耐震化率の目標

	R5年度 統計調査に基づく推計値	R12年度
耐震化率(目標値)	87.4%	95%以上

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、基本的には全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めることが求められます。

そこで、令和8年3月改定の「三重県建築物耐震改修促進計画」においては、以下のように分類を行い、耐震化促進の優先順位を定めています。

■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物(附属建築物等)	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物(附属建築物等)	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
			上記以外	共同住宅、寄宿舎・下宿 ホテル・旅館、事務所、駐車場等
		II	I以外の建築物(附属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

② 建築物の耐震化の目標

明和町においても、上記の分類における優先度に沿って耐震化に取り組むところですが、現在町内においてはA-I～C-IIの建築物について、すでに全ての建築物の耐震化が実現している状況です。

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

町では、国の動向等を踏まえ、「社会資本整備総合交付金」等の国の補助事業を活用し、以下の補助制度を設け、住宅の耐震化の取組を支援します。

(令和8年4月1日時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅について、診断士を派遣して調査を行い、診断結果と工事概算費用等の情報の提供を行う。 【費用:無料】	昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された、階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強等により、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 【補助金額:上限:18万円(精密診断の場合は34万円)】	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強等により、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 【補助金額:上限115万円】	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区
	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強等により、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 【補助金額:費用の2/3(上限:30万円)】	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点0.7以上1.0未満とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区
	同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 【補助金額:費用の1/3(上限:20万円)】	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
木造空家住宅除却補助事業	昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された木造空家住宅を、全て除却する除却工事を行う場合に補助を行う。	昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された、階数が3以下の木造空家住宅で、耐震診断評点0.7未満のもの	・これまでに他の要綱等に基づき、除却又は耐震改修等に係る補助金の交付を受けた建築物でないこと ・町長が空家と判断した木造空家住宅であること
耐震シェルター設置費補助金	対象建築物に、一定の基準を満たした耐震シェルターを設置する場合に補助を行う。 【補助金額:費用の1/2(上限:50万円)】	昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された、階数が3以下の木造住宅	明和町木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱(平成25年明和町告示第50号)による補助金の交付を受けていない住宅

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに耐震診断・耐震改修等以外にも、耐震シェルターの設置や家具固定に関する補助制度等、必要な情報の提供を行います。

① 広報めいわや町ホームページ等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町の広報誌「広報めいわ」および町のホームページに、町が実施する耐震補助制度の概要を掲載します。

また、三重県では、県のホームページ「e-すまい三重」の中の耐震に関する情報提供サイト「住まい安全安心 21」において、住宅耐震化に関する情報を提供するとともに、旧耐震基準木造住宅にお住まいの方に無料耐震診断を受けていただける制度についての詳しい紹介も行っています。

町による情報提供に加えて、県等の関係機関により提供される情報についても周知を行うなど、様々な媒体を活用して、引き続き町民の皆さまに広く情報の提供を行います。

町ホームページ	http://www.town.meiwa.mie.jp/
≪参考≫ 県ホームページ 「住まい安全安心 21」	https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35909031376.htm

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発においては、これまで住民に直接働きかける取組が効果をあげています。そこで、老朽木造住宅が集積している地域等を対象に、未耐震診断住宅の所有者への戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会等を、県や関係団体と連携し引き続き実施していきます。

③ 地域の組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、町民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのためには、自治会や自主防災組織等が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。そこで、町で現在実施している「地域防災懇談会」等の自治会、自主防災組織等の代表者や地域住民の集う様々な機会に、住宅の耐震化の重要性を引き続き周知し、耐震化や補助制度の活用を働きかけていきます。

④ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

熊本地震や能登半島地震での建築学会の調査結果では、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に建築された木造住宅について、一定数の被害が見られたことから、平成 12 年以前新耐震基準木造住宅についても耐震性が不十分である可能性があることを注意喚起し、住宅所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを啓発します。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の促進

町では、建築物の耐震化の促進のため、必要な情報提供の実施をはじめ、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備等を行っていきます。

平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物に対し、耐震化の努力義務が課されることとなりました。住宅と同様に、三重県の県土整備部建築開発課・住宅政策課、県内の各建設事務所の窓口のほか、町の窓口においても、所有者等からの相談に対応します。

(2) 計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度の活用を推進します。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用可能です。

① 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（耐震改修促進法第17条）

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありました。

今後、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法第22条）

建築物の所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に、認定を受けたことを表示できます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2)（耐震改修促進法第25条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4以上から1/2超（過半数）に緩和されます。

(3) 多様な主体の連携

町は、関係部局との連携はもとより、県や関連団体等と連携して耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組み、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

3 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

ア 耐震診断義務化対象路線の指定

三重県建築物耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線を指定しています。(三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路に同じ。)

この指定により、同法第7条第1項第二号の規定に基づき、耐震診断義務化対象路線沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物(※1)は、令和3年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、三重県へ報告することを義務付けられており、その結果については公表されています。

(※1) P7「通行障害既存耐震不適合建築物」参照

イ 耐震診断指示対象路線の指定

三重県建築物耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路を指定しています。(三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第2次緊急輸送道路に同じ。)

この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物(※1)は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

(※1) P7「通行障害既存耐震不適合建築物」参照

② 町による耐震化対策と支援

町は、県により指定された路線の沿道における耐震化を促進するため、必要な情報の提供等を行い、耐震診断等実施の啓発に取り組みます。また、その他の道路についても、地震時の通行の確保のため、必要に応じて耐震診断等の促進に取り組みます。

② 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、老朽木造住宅が集積している既成市街地の耐震化に、優先的に取り組みます。特に、老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生する等、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは、必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。住宅の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動の障害となり人的被害を拡大させる可能性があることから、老朽木造住宅の除却・建替、特に空き家の除却も同時に推進し、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化を図るよう普及啓発に取り組みます。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

三重県では、平成 25 年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

加えて、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成 23 年度版）」と、国の中央防災会議が平成 24 年 8 月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図（平成 25 年度版）」の 2 種類を作成し、目的別に公表しています。

町でもこれらを活用して、町民が地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じられる啓発に努めます。

② 防災マップ等の作成

明和町では「明和町防災マップ 2020」「明和町津波ハザードマップ」など、地震や津波をはじめとした災害の知識を町民に持ってもらい、災害時の適切な行動に役立てていただくための啓発資料を作成しています。

これらを参考に、地域での学習会を実施したり、家族で防災会議を開き、家族の防災マップを作成したりといった活用が出来るよう、普及啓発に努めます。

③ インターネットを活用した情報提供

明和町のホームページでは、「明和町防災マップ」「明和町津波ハザードマップ」などとともに、「明和町地域防災計画」などの計画を提供し、併せて耐震診断・耐震改修の補助に関する情報も掲載します。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

三重県防災対策推進条例では、第18条第2項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

明和町においても、災害時の安全を確保するため、ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

② 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり、避難や救助活動の妨げになったりすることが考えられます。そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策の一つとして、町民のみなさんに普及啓発を行っていきます。